

一般社団法人千葉県作業療法士会休会制度 Q&A

Q1：出産・育児、介護、長期の病気療養以外の理由では休会できないのでしょうか？

A：休会制度は、一時的に休職や退職を余儀なくされた会員の、収入がない（もしくは著しく減少する）状態への支援策として創設されたもので、上記以外の理由で、やはり同じような状態に陥る場合に関しては、理事会がそのつど判断をします。

Q2：休会と退会はどこが違うのでしょうか？

A：休会は正会員の特例として定められていますので、休会しても正会員としての籍は残ります（ただし、休会期間は士会の在籍年数には算入されません）。これに対して退会してしまうと正会員ではなくなり、再び正会員になるには入会手続きや入会金が必要になります。

Q3：1年間より短い期間の休会、あるいは年度途中からの休会も可能でしょうか？

A：いずれも、そのような区切りで休会することはできません。県士会の会費は年会費であり、会員資格も年度単位となっています。いちど年会費を支払えば、その年度については4月1日から翌年3月31日まで会員の資格が継続する仕組みです。したがって休会も年度単位となり、手続きを行った年度の次年度（4月1日から翌年3月31日まで）が休会期間となります。

Q4：休会期間中、県士会が主催する研修会等はまったく受講できないということでしょうか？

A：非会員として受講することは可能です。したがって、非会員参加費をお支払いいただくことになります。現職者研修の受講の場合は、OT協会会員である方には、受講履歴の証明（確認印の押印）を致しますが、OT協会休会中の方には、受講履歴の証明はできません。基礎研修の受講の場合は、OT協会会員であるかないかにかかわらず参加ポイントの発行はできません。

Q5：休会期間中も県士会ニュースだけ、あるいは学術誌だけ読みたいのですが？

A：県士会ニュースはHPからDownloadできます。千葉県作業療法の販売は行いません。

Q6：「休会理由の根拠となる、第三者による証明書」の提出が休会申請期限（3月31日まで）に間に合わない場合は、どうしたらいいでしょうか？

A：まず休会届だけ先に提出してください。それと同時に県士会事務局にご一報いただき、いつまでに証明書の提出が可能か等についてご相談ください。休会期間中の1月31日に証明書が提出されない場合は会員資格を失うことになりますのでご注意ください。

Q7：休職した年度の途中で職場復帰できることになった場合、会員としても年度の途中で復会することはできないのでしょうか？

A：会員資格が年度単位であることから、休会も年度単位でとることになります。例えば今年度の申請期限（1月31日）までに申請していただき、理事会の承認が得られれば、来年度（4月1日～翌年3月31日）の休会が可能となる仕組みです。一時的に休会するとしても、次年度の途中で復職することが想定され、復職と同時に会員資格が有効となることを希望されるときは、休会せずに会員を継続させた方がいい場合もあります。各自の事情を勘案し、良く検討したうえで申請してください。

Q8：休会申請をした場合、県士会費の銀行口座からの自動引き落としはどうなりますか？

A：県士会が申請書を受け取った時点で、銀行口座からの自動引き落としの停止手続きを行います。したがって、休会中は銀行口座からの自動引き落としは停止されます。休会期間中の1月31日までに延長手続きか退会手続きを行わない限り、翌年度の4月1日から自動的に復会することになります。復会と一緒に会費の自動引き落としも再開します。引き落とし口座の変更が必要な場合には、速やかに事務局に連絡をしてください。

Q9：休会期間中に受講した、千葉県作業療法士会主催以外の学会・研修会等の受講履歴やポイントは有効になるのでしょうか？

A：県士会主催以外の学会・研修会等については、そこに参加することはできても、その受講履歴を生涯教育ポイントに算入する手続きを県士会で行うことはできません。